

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、A市所在のB会社が運営するホストクラブC（以下「事業場」という。）のホストとして接客業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日明け方から午前9時頃まで、事業場内で接客中にアルコールを一气飲みするなどした後、ソファで休んでいたところ、口から泡を吹く状態となり、D病院に搬送されたが、同日死亡した。死体検案書によれば、直接死因は「急性アルコール中毒」、直接死因の原因は「アルコール大量摂取」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して未支給の療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

3 当審査会の付加的判断

(1) 請求人及び請求代理人（請求人及び請求代理人を併せ、以下「請求人ら」という。）は、被災者が被災当日にテキーラ5杯の一気飲みを含む飲酒をしたのも、事業場全体として実施していた顧客サービスの一環として行ったものであることから、被災者の死亡は業務上の事由によるものである旨主張する。

(2) 被災者が医療機関に搬送されるまでの経緯をみると、E警察署長は、平成〇年〇月〇日付け事故状況等について（回答）において、要旨、「被災者は、平成〇年〇月〇日、店内でアルコール類を一気飲みするなど接客し、その後、店内奥のボックス席ソファ上で寝ていたところ、同日午前8時頃、被災者が口から泡を吹いていた。」としている。また、搬送先であるD病院の診療録では、要旨、「平成〇年〇月〇日午前5時頃から、仕事中飲酒大量（テキーラ350ml）、トイレで吐いたため休憩室で休んでいた。その後、同日午前7時半頃口から泡を吹いていた。」と記載されている。さらに、平成〇年〇月〇日実施のE警察署確認結果には、「（被災者は、）当日の明け方から午前9時までの3～4時間にかけてアルコール濃度の高いテキーラをショットグラスで5杯程度飲んだと推認される。これは、病院での血中アルコール濃度とも矛盾しない。」との記載が認められる。

これらの記録と被災者の死体検案書の記載内容からみて、当審査会としては、被災者の死亡はアルコール濃度の高いテキーラの飲酒によるアルコールの大量摂取が原因であると判断する。

(3) 次に、被災者の死亡原因である上記アルコールの大量摂取が業務上の事由によるものかどうかみると、E警察署確認結果には、要旨、「店長やホスト全員から聴取調査を実施したが、自ら飲酒した可能性が高く、自己過失の割合が高い。」「ホスト仲間や顧客に、被災者を飲み潰す理由は認められず、飲酒を強要した事実もない。」との記載が認められる。一方、請求人らが主張する被災者が事業場への貢献のために大量にアルコールを飲まざるを得なかったことを裏付ける資料や申述は本件の一件資料からは見受けられず、当審査会としても、E警察署の確認結果を基に業務遂行性は認められるものの、被災者は自らの意思でアルコールを大量摂取したものであって、その行為は通常の業務の範囲を逸脱しており、業務起因性は認められないとした監督署長の判断は妥当であると判断する。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって監督署長が請求人に対してした未支給の療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。